

「(仮称)中野区住宅確保要配慮者支援制度」の実施について

単身高齢者や障害者であることを理由とした入居拒否を解消するとともに、比較的安価で利用しやすいサービスが付加された民間賃貸住宅の普及を図り、また、空き部屋となっている民間賃貸住宅の有効利用促進の効果も見据え、以下のとおり事業を実施する。

1. 事業概要

入居希望者が以下の民間事業者サービスを利用することにより、民間賃貸住宅オーナーの不安を解消し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を促進する。

区は、利用者がサービスに加入する際に要する費用の一部を補助するとともに、賃貸住宅オーナーや不動産事業者への制度周知を推進する。

民間事業者によるサービス概要
① 見守りサービス ・利用者に週2回の安否確認電話(音声ガイダンス) ・固定電話のほか、携帯やスマートフォンにも対応可能 ・安否確認の結果を利用者が指定する連絡先にメール送信(最大5名まで)
② 利用者が亡くなった際の葬儀対応 ・葬儀にかかる手配の実施 ・葬儀実施に要する費用の補償(上限50万円)
③ 利用者が亡くなった際の残存家財の片付け ・残存家財片付け及び原状回復にかかる手配の実施 ・残存家財片付け及び原状回復に要する費用の補償 (葬儀費用補償との合計で100万円以内)

2. 補助の対象者(予定)

以下の(1)～(3)すべてに該当する者

- (1) 区内の民間賃貸住宅に居住している者、もしくは区内の民間賃貸住宅に転居しようとしている者
- (2) 本事業開始後に、本事業に係る民間事業者のサービス契約を締結した単身者
- (3) 前年(当該年度の住民税が確定していない場合にあっては、前々年)の所得額が256万8000円以下の者

3. 予定利用料金

(1) 初回登録料：16,200円（区による全額補助）

(2) 月額利用料：1,944円（利用者本人負担）

※サービス内容及び料金については、民間事業者との協定締結後に確定する。

4. 平成30年度の目標件数

40件（平成30年度予算：648千円）

5. 今後のスケジュール（予定）

平成30年12月中～下旬	実施要綱の制定 不動産店及び民間賃貸住宅オーナーへの個別説明
平成31年 1月上～中旬	サービスを提供する民間事業者との協定締結 区民への周知、広報
平成31年 1月下旬	制度の開始